

○飯塚市集会所移譲事業費補助金交付要綱

平成27年7月8日

飯塚市告示第261号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)が地域自治の確立及び推進、社会教育活動の充実並びに住民の福祉の増進を図るための拠点となる集会所を飯塚市(以下「市」という。)から譲り受けるに際して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業及び補助金の額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、認可地縁団体が集会所を譲り受ける際に行う地縁団体の認可手続及び集会所の譲与契約の締結とする。

2 補助金の額は、市長が別に定めるものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、認可地縁団体とする。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合においては、内容等を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、完了日から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により実績報告を受理した場合においては、内容等を審

査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第8条 補助金の交付は、前条の規定による補助金の交付金額の確定後に、これを行うものとする。

2 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第5号)により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたとき、又は市長が不相当と認める事態が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。